

子どもの貧困対策の主な取組み

◆市町村への支援

市町村取組事例集の作成・公表

- 市町村における以下の取組についてとりまとめ、令和3年3月に公表
 - ①子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画の策定状況（26市町）
 - ②支援につなぐ取組、地域の居場所への支援（27市町、64事業）

◆取組の区分◆

- (1) 貧困などの困難を抱える子ども(保護者)を発見し、地域の見守りや支援につなぐ取組
 - A 学校をプラットフォームとした支援や居場所へのつなぎ
 - B 就学前から就学後の切れ目ない支援
 - C 居場所と連携した見守り
 - D 一元的な相談窓口の設置
 - E その他、貧困などの困難を抱える子どもを支援につなぐための市町村独自の取組
- (2) 地域の居場所への支援

学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム



教育部局と福祉部局の相互連携により、子どもの状態・支援状況等の共有（課題要因の抽出）を推進

子どもの貧困緊急対策事業費補助金

- 対象事業：課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取組
- 補助率等：補助率 1 / 2、補助金限度額**2,000**万円（予算**2.5**億円の範囲内で交付）
- 活用状況：**R 2**…**26**市町 **220,606**千円 **R 3** (交付決定)…**27**市町 **249,988**千円

新子育て支援交付金（優先配分枠）

- 対象事業：府が設定するモデルメニューに適合する事業
（**R 3**：37メニュー、うち子どもの貧困対策関係 2メニュー）
- 配分方法：**1**事業あたり**500**万円を上限とし、市町村が設定する優先順位に基づき
予算(**5**億円)の範囲内で交付

◆子どもの貧困対策関連メニュー

メニュー名称	内容	活用状況
学習等支援事業	無料塾の開催、人材の派遣や塾代助成などの学習支援事業や、スポーツや文化活動を支援する事業	R 2 ：9市町 R 3 ：6市町
居場所づくり事業	地域において放課後等に気軽に立ち寄れ、食事の提供などを行う居場所を整備する事業（子ども食堂への補助事業等）	R 2 ：15市町 R 3 ：14市町

◆寄附金を活用した取組

子ども輝く未来基金

○概要：子どもの貧困対策について、社会全体での取組みを進めるという機運を高めるとともに、府民や企業等からの善意の受け皿とする「子ども輝く未来基金」を設置し、直接子どもに提供できるものを基本に活用（平成30年3月28日創設）

○寄附の受入状況：336,030千円（企業等143件、個人261件） ※R3.12末現在

うち R2 189,700千円（企業等22件、個人91件）

R3 24,886千円（企業等63件、個人63件） ※R3.12末現在

		H29	H30	R1	R2	R3	計
寄附受入額（千円）		8,863	57,600	54,981	189,700	24,886	336,030
件数	企業等	6	26	26	22	63	143
	個人	0	56	51	91	63	261

○基金を活用した事業

	内容	R3 予算 (千円)	活用状況(R3は12末現在)
子どもの教育 に関する事業	子ども食堂等を対象に、学習教材、文房具、知育玩具の購入費用を補助	5,800	R2:40か所、2,078千円 R3:57か所、2,990千円(交付決定)
子どもの体験 に関する事業	子ども食堂等及び母子・父子福祉団体を対象に、文化芸術、自然スポーツ、科学等の体験活動の費用を補助	6,492	R2、R3:新型コロナ感染拡大を踏まえ 募集見送り
子どもの生活 支援に関する 事業	ひとり親家庭の小学6年生を対象に、自転車、電子辞書、スポーツ用品、音楽用品、美術用品等から選ん物物品を支給<R3～>	28,083	R3: 申込1,873件、当選1,000件 最終申請(支給) 987件 〔支給物品の割合〕 自転車45.1%、電子辞書12.0%、 プログラミング教材1.4%、 スポーツ用品15.1%、音楽用品15.9%、 美術用品10.5% * R2は自転車購入費用補助を実施 (388件)
	児童養護施設等の子どもに対し、1人あたり1,000円分のプリペイドカードを支給	2,496	R2: 51施設、1,797名に支給 (政令市所管施設) R3: 52施設、1,810名に支給 (府所管施設)

◆ひとり親家庭への支援

府立母子・父子福祉センターにおける相談支援・就業支援等 <R2.6.15開設>

- 対象：府内（大阪市・堺市・豊中市を除く）在住のひとり親家庭、寡婦の方等
 - 内容：生活・離婚前後・法律・面会交流・養育費等の各種相談
ヘルパー派遣、就職やキャリアアップに向けた支援等
- ※～R2.6.14は事業委託により実施

離婚前後の親支援講座 <R3新規>

- 対象：離婚前後の父母
- 内容：「離婚を考えた時の基礎知識」「子どものためにできること（面会交流、養育費等）」
「ひとり親当事者の経験談の共有」についての講座を開催
(9月・11月・12月・1月の4回)

養育費確保支援事業 <R3新規>

- 対象：郡部（8町1村）在住の児童扶養手当受給者（同様の所得水準を含む）
- 内容：①公正証書等作成費用支援
養育費に関する公正証書の作成費用や家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用を支給
(限度額：公正証書作成4万3千円、調停申立て・裁判7万6千円)
- ②養育費保証契約における保証料支援
保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用を支給
(契約締結に要した費用と養育費の1か月分の額を比較して少ない方の額 5万円限度)

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業 <R3新規>

- 対象者：大阪府内（大阪市、堺市を除く）在住のひとり親の方（要件）
 - ・原則として児童扶養手当の支給を受けている方（同等の所得水準を含む）であって母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている
 - ・貸付けを受けた日から1年以内に「就職」又は「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」をする意思がある 等
- 貸付額：家賃の実費（月額上限4万円、最長**12**か月まで）
- 返還免除：貸付けを受けた日から1年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときは、返還免除
- 実施主体：社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会

ひとり親雇用等貢献企業顕彰（子育てハートフル企業顕彰） < R3新規 >

- 内容：母子家庭の母及び父子家庭の父（ひとり親）の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業（団体）を表彰
- 募集期間：7月29日～10月15日
- 受賞団体：2団体
 - （表彰区分**(1)**ひとり親の雇用促進等に貢献し、功績が顕著である企業等：1団体
 - 表彰区分**(2)**ひとり親の雇用促進等の機運醸成につながる優れた支援や取組を行っている企業等：1団体）